

「井原市災害廃棄物処理計画（案）」に対するパブリック・コメントの募集結果について

令和2年1月8日から令和2年2月7日までの間、「井原市災害廃棄物処理計画（案）」について、井原市パブリック・コメント手続により、ご意見を募集したところ、次の4件が寄せられました。

これらのご意見等に対する市の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。

貴重なご意見ありがとうございました。

ご意見に対する市の回答

●案件：井原市災害廃棄物処理計画（案）

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	20	第1章 基本的事項 第9節 廃棄物処理関連施設の概要	表1-13 一般廃棄物処理施設の概要に、民間のし尿中継貯留槽を入れてほしい。 42ページの図2-6には、し尿中継槽の記載がある。	本市の一般廃棄物の処理に関連する既存施設として、20ページの表1-13に追記します。
2	42	第2章 災害廃棄物処理計画 第3節 災害復旧・復興時の対応 第1項 災害廃棄物の処理フロー	被災した浄化槽汚泥はどのように取り扱うか。	浄化槽汚泥につきましては一般廃棄物に該当するため、平常時と同様に、本市のごみ処理ルールにより処理することになります。

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
3	44	<p>第2章 災害廃棄物処理計画 第3節 災害復旧・復興時の対応 第4項 仮置場の管理運営</p>	<p>西日本豪雨災害時に受入時に便乗して災害地域外からの廃棄物の搬入が多くあったと感じた。下記のような一定のルールを定めた方がいい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主搬入の場合は、り災証明のコピーを受付時に確認する。 ・市（シルバー等委託含む）が収集運搬する場合、現地でり災証明を確認する。 ・解体等による業者による収集運搬時、り災証明のコピーを受付時に確認する。 <p>荷降ろしをスムーズにするために、燃えるごみから搬入してもらおう。または、品目により仮置場を変える。</p>	<p>平成30年7月の西日本豪雨時には、仮置場への搬入時に、受付票をご記入いただくなどして、便乗ごみ対策を図ったところです。</p> <p>り災証明については、申請・審査・交付までに時間を要することから、発災後、当面の間は、り災証明で確認することは難しいものと考えます。しかしながら、期間の経過とともに、受付方法が変更となることも想定し、市民の皆様には適宜正確な情報を発信してまいります。</p> <p>また、国の災害廃棄物対策指針も参考にしながら、平時から仮置場内の配置を検討するなど、事前準備を進めてまいります。</p>
4			<p>西日本豪雨災害時に汲み取り便槽、床上浸水以上の被災された住宅に対して消石灰を配布していた。</p>	<p>防疫及び保健衛生に関することにつきましては「井原市地域防災計画」でお示ししております。</p>